

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（法務省）

制 度 名	少年院の在院者及び少年鑑別所の在院者に係る医療に対する消費税の免税		
税 目	消費税		
要 望 の 内 容	消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 14 条第 13 号により、現行少年院法（昭和 23 年法律第 169 号）に規定する少年院の在院者及び少年鑑別所の在院者に係る医療については消費税が非課税とされているが、国会提出を予定している少年院法案第 2 条第 1 号に規定する在院者及び少年鑑別所法案第 2 条第 2 号に規定する在院者に係る医療についても、引き続き、消費税を非課税とすること。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）		－ 百万円 （ 百万円）
	(1) 政策目的 少年院及び少年鑑別所は、法令に基づき強制的に身柄を収容する施設であるから、少年院の在院者及び少年鑑別所の在院者（以下「在院者等」という。）の心身の健康を保持するため、在院者等に対する医療は、国の責任において行う必要がある。 (2) 施策の必要性 消費税法施行令第 14 条第 13 号により、現行少年院法に基づく在院者等に係る医療については消費税が非課税とされているところ、国会提出を予定している少年院法案及び少年鑑別所法案が成立した場合には、現行少年院法が廃止され、新たに少年院法及び少年鑑別所法が施行されることとなるが、これまで消費税を課さないこととされていた在院者等の範囲に変更はなく、在院者等に係る医療が国の責任において行われることにも変わりはないため、引き続き非課税とすることが必要である。 なお、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 2 条第 1 号に規定する被収容者（刑事施設に収容されている者）に係る医療についても、非課税とされている（消費税法施行令第 14 条第 13 号）。 ※ 第 180 回国会に提出した少年院法案及び少年鑑別所法案は廃案となったが、再提出することを予定している。		

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持 5 矯正処遇の適正な実施 (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
		政策の達成目標	被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	少年院 51庁 少年鑑別所 51庁
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	消費税法（昭和63年法律第108号）第6条及び別表第一の六並びに消費税法施行令第14条各号の規定により、健康保険法その他の法令に基づく療養又は医療については消費税を非課税とすることとされており、在院者等に係る医療についても同様に非課税とすることが妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		なし